

## 夕張市資格取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域人材の安定した就労支援及び夕張市への定住を促進するため、専門技術等の市が指定する資格を取得する際に係る受験料や講習受講料等の経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「求職者」公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。
- (2) 「求職活動準備者」求職活動を行う準備をしている者（育児中の者又は在学中の者等を含む）をいう。
- (3) 「就労者」給料又は収入のために現に働いている者をいう。ただし、公務員は除く。
- (4) 「事業者」夕張市内において起業する新規創業者又は夕張市内の事業者であって事業を拡大する者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 求職者が対象となる場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - ア 夕張市内に住所を有する者
  - イ 市税を滞納していない者
  - ウ 公共職業安定所に求職登録をした者
  - エ 補助対象となる資格を取得し、市内での就業を希望する者
- (2) 「求職活動準備者」が対象となる場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
  - ア 夕張市内に住所を有する者
  - イ 市税を滞納していない者
  - ウ 補助対象となる資格を取得し、市内での就業を希望する者
- (3) 就労者が対象となる場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- ア 夕張市内に住所を有する者
  - イ 市税を滞納していない者
  - ウ 自身の能力向上等のため、補助対象となる資格を取得しようとする者。
- (4) 事業者が対象となる場合は、次に該当する者とする。
- ア 夕張市創業支援事業補助金の交付対象者及びその従業員(当該補助金交付年度に限る)

2 前項の規定にかかわらず、当該資格等の取得について、その他同様の補助金、祝金、報償金等の交付を受けた者については、補助金の交付対象外とする。

(補助対象資格)

第4条 補助対象資格は、別表1のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、毎年4月1日以降に受験又は受講し、当該年度内で資格等を取得した場合に限る。

- (1) 資格等の受験料
- (2) 資格取得に係る講習受講料(教材費も含む)
- (3) 資格取得に係る登録料
- (4) その他市長が認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

2 補助金の額は、1人につき年度内において前項に規定する額を限度として交付する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、夕張市資格取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、取得しようとする資格の受験等の前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する場合
  - ア 現住所を証明できるものの写し
  - イ 資格取得に係る費用がわかるもの
  - ウ ハローワークカードの写し
  - エ 障害者手帳の写し
  - オ 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書
  - カ 夕張市資格取得支援事業補助金の申請にあたり、その他同様の補助金、

祝金、報償金等の交付を受けていないことについての誓約書

キ その他市長が特に必要と認める書類

(2) 第3条第2号に該当する場合

ア 現住所を証明できるものの写し

イ 資格取得に係る費用がわかるもの

ウ 子の健康保険証の写し（育児中の者のみ）

エ 学生証等の写し（在学中の者のみ）

オ 障害者手帳の写し

カ 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書

キ 夕張市資格取得支援事業補助金の申請にあたり、その他同様の補助金、祝金、報償金等の交付を受けていないことについての誓約書

ク その他市長が特に必要と認める書類

(3) 第3条第3号に該当する場合

ア 現住所を証明できるものの写し

イ 資格取得に係る費用がわかるもの

ウ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの

エ 障害者手帳の写し

オ 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書

カ 夕張市資格取得支援事業補助金の申請にあたり、その他同様の補助金、祝金、報償金等の交付を受けていないことについての誓約書

キ その他市長が特に必要と認める書類

(4) 第3条第4号に該当する場合

ア 本人であることを証明できるものの写し

イ 資格取得に係る費用がわかるもの

ウ 夕張市創業支援事業補助金に係る事業計画書の写し

エ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し等雇用状況が確認できるもの

オ 障害者手帳の写し

カ 市税の納付状況を証する書類又は市税納付状況について照会することについての同意書

キ 夕張市資格取得支援事業補助金の申請にあたり、その他同様の補助金、

祝金、報償金等の交付を受けていないことについての誓約書

ク その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、夕張市資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、適当と認めないときは夕張市資格取得支援事業補助金却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、資格の取得の成否が判明した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、夕張市資格取得支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に、費用の領収書及び資格を取得したことを証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、夕張市資格取得支援事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付請求等)

第11条 前条の規定により、補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに夕張市資格取得支援事業補助金交付請求書（様式第6号）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 当該年度内において資格取得に至らなかったとき。
- (3) その他市長が交付決定を取消することが適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、夕張市資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。  
(補助金の返還)

第13条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、夕張市資格取得支援事業補助金返還命令通知書(様式第8号)にて、返還を命ずるものとする  
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

(1) 夕張市地方版総合戦略の実現に寄与する資格		
医療関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師</li> <li>・看護師</li> <li>・准看護師</li> <li>・理学療法士</li> <li>・作業療法士</li> <li>・言語聴覚士</li> <li>・柔道整復師</li> <li>・はり師</li> <li>・歯科衛生士</li> <li>・臨床検査技師</li> <li>・放射線技師</li> <li>・薬剤師</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師</li> </ul>	教育関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教諭</li> <li>・子育て支援員</li> <li>・司書</li> </ul>
	運輸・運転関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種運転免許（大型・大型特殊）</li> <li>・第二種運転免許（普通自動車第一種免許保持者に限る。）</li> </ul>	
	製造関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備士</li> </ul>	
	スポーツ関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験指導員</li> <li>・初級障がい者スポーツ指導員</li> <li>・健康運動指導士</li> <li>・スポーツリーダー</li> <li>・体育施設管理士・運営士</li> <li>・プール監視の資格</li> <li>・スキー指導員</li> </ul>	
介護・福祉関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉士</li> <li>・介護福祉士</li> <li>・精神保健福祉士</li> <li>・介護支援専門員</li> <li>・主任介護支援専門員</li> <li>・介護職員初任者研修</li> </ul>	防災関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備点検資格者（消防設備士）</li> <li>・防災士</li> <li>・防火管理者</li> </ul>
	保健・衛生関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士</li> <li>・栄養士</li> <li>・保育士</li> <li>・食品衛生責任者</li> <li>・保健師</li> </ul>	建築・土木関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働安全衛生法による技能講習終了証（車両系建設機械運転）</li> <li>・危険物取扱者</li> </ul>
	経理関係 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日商簿記</li> </ul>	
(2) その他市長が特に必要と認めた資格		

別表 2 (第 6 条関係)

補助上限額	10万円
補助率	<p>① 一般 <b>【補助率 3分の2】</b></p> <p>② 女性、育児中の者又は在学中の者等 <b>【補助率 4分の3】</b></p> <p>③ 生活保護受給者、障害者手帳を有する者 <b>【補助率 10分の10】</b></p> <p>いずれも算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>